

## 子育て支援行動計画について

平成 22 年 2 月

当社は、行政の指導により、「次世代育成支援対策推進法」にのっとり、社員の皆さんが仕事と出産や子育てを両立させることができる環境を作ることによって、すべての社員の皆さんがその能力を十分発揮できるようにするために、微力ながら次のような支援計画を策定いたしましたのでご周知ください。

計画期間 平成 21 年 12 月 1 日～平成 23 年 11 月 30 日

目標 子供が生まれる際、子供をもつことの喜びと出産前後の配偶者（妻）の支援をするため、父親が休暇を取得しやすい環境を作る。

対策 配偶者（妻）が出産した男性が、出産の際、出産日の前後に連続最大 5 日間の有給休暇を取得できるように、総務部から直接本人に働きかけ、会社として積極的に奨励する。

以上